令和８年（フ）第１２号
大阪府富田林市金剛伏山台14番３号
破産者　亀井　英夫
１　決定年月日　令和８年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１１７号
堺市西区浜寺船尾町西４丁553番地　エーデル浜寺101号
破産者　林谷　陽香
１　決定年月日　令和８年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３５６号
大阪府富田林市大字嬉283番地13
破産者　Ｍ－ｓｔｙｌｅこと　松林　拓磨
１　決定年月日　令和８年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５４１号
堺市西区鳳中町３丁68番地10
破産者　橋本　　哲
１　決定年月日　令和８年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６０９号
堺市中区八田西町２丁６番34号、住民票上の住所堺市堺区旭ヶ丘南町３丁２番16号
破産者　井村　聡紀
１　決定年月日　令和８年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５８号
岡山県笠岡市拓海町133番地１、住民票上の住所岡山県笠岡市神島5506番地
破産者　笹尾　明弘
１　決定年月日　令和８年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第４１０号
香川県高松市国分寺町国分779番地１　レオパレスドリーム105号室、開始決定時の住所香川県高松市香西南町578番地２　メゾンソレイユ201
破産者　宮本　浩光
１　決定年月日　令和８年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７１号
愛媛県伊予市下吾川499番地１　グリーンパーク常川Ｂ棟102号
破産者　大隅　　凌
１　決定年月日　令和８年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０８号
愛媛県伊予市下吾川120番地４
破産者　三瀬　亮太
１　決定年月日　令和８年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９４号
愛媛県松山市古川南１丁目９番５号　椿マンション207号
破産者　宮田明日香
１　決定年月日　令和８年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３９号
北九州市小倉北区中井５丁目７番44号
破産者　白石　　薫
１　決定年月日　令和８年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１３０号
熊本市南区日吉１丁目４番19号　北口プラザ206号、転入前住所熊本県天草市今釜新町3558番地　メゾンコロナＢ202号
破産者　吉田健太郎
１　決定年月日　令和８年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６７号
北海道岩見沢市日の出南２丁目２番４－303号　市営住宅日の出南団地４号棟
破産者　高橋　幸子
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第５１号
岩手県花巻市実相寺214番地１　エルコート21－Ｅ
破産者　大森　　誠
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第３４号
秋田県大館市字観音堂323番地２　エルドラドＡ棟105号、借入時の住所秋田県大館市比内町新館字野開25番地25
破産者　吉原　華怜
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第７３号
金沢市三馬１丁目402番地２、従前の住所神奈川県横浜市磯子区磯子７丁目13番12－202号（従々前の住所）神奈川県横浜市保土ケ谷区川辺町２番地８　郵政保土ケ谷宿舎505号
破産者　本郷　恵治
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７６号
石川県かほく市木津ニ129番地５、従前の住所石川県野々市市押野１丁目152番地６
破産者　細木　　格
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８７号
石川県河北郡津幡町字舟橋い21番地２
破産者　勝家　　惇
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部